

平成 25 年度補正予算 ICT 街づくり推進事業 実施要領

1 背景及び目的

(1) 背景

総務省では、地域活性化や雇用の創出等、地域が抱える複合的な課題の解決のため、ICTを活用した新たな街づくりの成功モデルやプラットフォームの実現、国内外への普及展開に向けて、平成 24 年度より「ICT街づくり推進事業」として全国 27 カ所において実証プロジェクトを実施してきているところである。

(2) 目的

これまでの「ICT街づくり推進事業」で得られた成果[※]の他地域への普及展開を推進するためのプラットフォームの構築を図ることを目的とする。

※平成 24 年度予算及び平成 24 年度補正予算による ICT 街づくり推進事業において得られた成果。

2 委託事業の概要

(1) 公募する事業及び提案者

これまでの「ICT街づくり推進事業」で得られた成果の他地域への普及展開を推進するためのプラットフォームの構築を図るための次の 2 つの事業。

I. ICT 街づくりに関する新たな推進体制等構築事業

- ① 普及展開を目指す「ICT街づくり推進事業」の成果（システム）を特定・明示し（複数の成果を特定・明示することを妨げない）、
- ② 下記の提案主体による ICT 街づくりに関する新たな推進体制を構築し、
- ③ 当該成果の普及展開プロセスを明確にした上で、
- ④ 実際に他地域への成果の導入、コスト便益の検討 等を行う事業。

<提案主体>

次のいずれかであること

- ・「ICT街づくり推進事業」の成果を有する地方公共団体を含む複数の地方公共団体
- ・「ICT街づくり推進事業」の成果を有する地方公共団体を含む複数の地方公共団体を主たる提案者とする民間法人（法律に基づく設立された法人又は非営利団体）、独立行政法人、大学等とのコンソーシアム

II ICT街づくりに関する成果の管理体制等構築事業

- ① 普及展開を目指す「ICT街づくり推進事業」の成果（システム）を特定・明示し（複数の成果を特定・明示することを妨げない）、
- ② 当該成果を構成するソフトウェア資産の管理、アップデートや、当該ソフトウェア資産の活用・運用方法に関するアドバイス等を行う能力を有する体制を構築し、
- ③ 当該成果の普及展開プロセスを明確にした上で、
- ④ 実際に他地域への成果の導入、コスト便益の検討 等を行う事業。

<提案主体>

- ・「ICT街づくり推進事業」の成果を構成するソフトウェア資産の管理等を行う能力を有する地方公共団体、民間法人（法律に基づく設立された法人又は非営利団体）、独立行政法人、大学等

(2) 委託金額

1 提案あたり 2 億円以下とする。

3 提案手続

(1) 応募資格

以下の全ての要件を満たす、地方公共団体等。

- ① 委託事業を遂行するために必要な組織、人員等を有していること。
- ② 委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ④ 委託事業を実施するため、委託事業に関連する分野における企業、地方公共団体等との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されていること。
- ⑤ 委託事業全体の取りまとめを行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）が定められていること。なお、実施責任者は、委託事業の進捗管理等、委託事業を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。
- ⑥ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - a) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

- るなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- b) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者。
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ⑦ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら再委託の相手方としないこと。

(2) 提案書様式

別紙2様式1～8に従い作成し、提出すること。

※「平成25年度ICT街づくり推進事業」等、これまでの事業とは提案書様式が異なるため、必ず本実施要領別紙の様式を使用すること。

(3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版(様式自由)10ページ以内で添付すること。

(4) 提出期限

平成26年6月20日(金)午後5時(必着)

(郵送の場合は同日付け必着)

(5) 提出部数等

提案書類(提案書、提案書の概要及びその他の補足資料)は、正本(1部)、副本(2部)及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚を提出すること。

(6) 提出先

本実施要領「11 実施要領に関する問い合わせ先」へ持参又は郵送により提出すること。なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提出された提案書等の返却はしない。

4 委託先候補の選定及び採択

(1) 選定方法

外部有識者による評価会を開催し、その結果に基づき委託先候補を選定する。評価は書面審査及びヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査通過者に対し総務省より別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。なお、下記に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

- ① 「ICT街づくり推進事業」で得られた成果について、他地域において安価かつ容易に再利用可能な仕組みを構築しようとするものであり、普及展開を行おうとする成果（システム）が特定・明示され（複数の成果を特定・明示することを妨げない）、かつ、当該成果の普及展開プロセス（普及展開に向けた諸課題（制度整備、体制等）の解決策等の実現可能性に関する事項について、いつまでに誰が何をするのか）が具体的かつ明確に示されていること。（その他、当該成果の海外への普及展開に関する具体的な計画を有している場合には、その普及展開プロセスについて明示されていること。）
- ② 「ICT街づくり推進事業」で得られた成果を社会実装し、国の事業終了後も持続的に事業を継続していくための街づくりモデル（企画・戦略策定、管理・運営、コスト負担に関する地方公共団体、民間法人、大学等の役割分担等）が明確に示されていること。
- ③ 普及展開を行う成果について、標準化・汎用化された技術を用いて可能な限りオープンな仕様で構築するとともに、レイヤー構造化やモジュール化等により、他の地域からも容易に参照できる仕様となっていること。
- ④ 普及展開を行う成果について、標準的な導入費用、維持・管理費用等を明確にし、導入を検討する他地域における費用便益分析等に資する計画を有していること。
- ⑤ 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含めて事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込めること。また、事業の実施に係る国と提案主体及び提案主体内における費用分担が明確化されているとともに、既存の資産を活用するなど過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込める計画となっていること。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補である地方公共団体等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と提案主体の代表者等が委託契約を締結する。複数の機関による共同事業の場合は、総務省は委託事業を行うすべての機関と直接契約を締結する。再委託は原則として不可とする。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）8%を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3) 業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部又は委託事業の本質的な部分（実証要素のある業務）を第三者に請け負わせることは不可とする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に

掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合

- ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
- イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
- ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
- エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
- オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
- カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価

(1) 中間報告

受託者は、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書（様式適宜）を提出しなければならない。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限は、別途指示する。

(2) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 開発・実証に係る設計書やデータ
- ・ 委託事業で活用したICTシステムの検証結果（定量的評価を含む）
- ・ 明確化された課題及びその解決策
- ・ 収支報告
- ・ 委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）
- ・ 開発・実証成果の実用化・普及展開に係る計画 等

成果報告書をもとに、評価会においてヒアリングを通じて終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。成果報告書の提出期限は、別途指示する。

(3) 事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成 26 年 7 月頃： 提案内容について外部評価を実施し、委託先候補を選定
- ・平成 26 年 8 月頃： 契約条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・平成 26 年末頃： 中間報告
- ・平成 27 年 3 月頃： 成果報告
- ・平成 27 年 5 月頃： 終了評価

9 委託費の適正な執行について

(1) 適正な執行の確保

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

(2) 委託事業における経理処理

委託事業における経理処理については、別紙 3「平成 25 年度補正予算 ICT 街づくり推進事業委託契約経理処理解説」に従うこと。

10 その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

11 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 9 階
担当： 白壁課長補佐、高橋主査、岩國官、岡野官
電話： 03-5253-5482
FAX： 03-5253-5721
E-mail： ict-town_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。 また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
II. 人件費・謝金	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工員等の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く）とする。ただし、I.に含まれるものを除く）。
	2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びI.に含まれるものを除く）。
	3. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（ワーキング・グループも含む）の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金。
III. 旅費	1. 旅費（旅費、委員等旅費、委員調査費）	実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、または委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費規程等により算定される経費。 また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費。
IV. その他	1. 外注費（保守費、改造修理費、業務請負費（ソフトウェア外注費含む））	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む）。
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3. 会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水料	委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等）	委託事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税率（8%）に相当する額。